

2021年6月

お客さま各位

スルガ銀行株式会社

シェアハウス関連融資の債権一括譲渡対応について

謹啓

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本状は、ライブラ法律会計事務所の小野聡弁護士を中心とする「シェアハウス問題対策弁護団」(以下「本件弁護団」といいます。)にシェアハウス関連融資の債権一括譲渡・代物弁済を委任されているお客さまを対象としてお送りしております。

当社は、既に公表しているとおり、東京地方裁判所の調停勧告に基づき、過去2回にわたりシェアハウス関連融資の債権一括譲渡・代物弁済に応じております。当社は、本件弁護団に委任されたお客さまについてもシェアハウス関連融資の債権一括譲渡・代物弁済を実現すべく、本件弁護団との交渉を重ねてまいりました。

しかしながら、諸般の事情を総合考慮した結果、今般、当社は、本件弁護団を窓口とした債権一括譲渡・代物弁済の実現を断念することとなりましたので、本状をもってその旨ご連絡いたします。

既に本年3月に当社HP上で公表しましたとおり、シェアハウス関連融資の債権一括譲渡・代物弁済については、本年8月31日を民事調停の集団申立ての期限としております。したがって、引き続き債権一括譲渡・代物弁済を希望されるお客さまにおかれましては、債権一括譲渡・代物弁済に対応可能な規模及び事務処理能力を有する他の弁護団又は弁護士に至急ご相談の上、期限までに必要な手続をお済ませくださいますよう、お願い申し上げます。

なお、債権一括譲渡・代物弁済を前提とした今後の対応その他本状の内容についてご相談・ご不明点がございましたら、お手数ではございますが、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

謹白

【お問い合わせ先】

スルガ銀行 シェアハウス等顧客対応室
 0120-010-636
住所 東京都中央区日本橋室町1-7-1 8F
お電話承り時間 9:00~18:00(土・日・祝日、年末年始を除く)